

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>和歌山南西沖GPS波浪観測ブイ撤去仮置き工事</p> <p>和歌山県白浜町市江崎沖 西北西約24km 他</p> <p>H28.10.28～H29.1.16</p> <p>港湾土木工事</p>	<p>分任支出負担行為担当官</p> <p>近畿地方整備局和歌山港湾事務所長</p> <p>近畿地方整備局和歌山港湾事務所</p> <p>和歌山市湊葉種畑の坪1334</p>	<p>H28.10.28</p>	<p>東洋建設株式会社 大阪本店</p> <p>大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号</p>	<p>本工事は、和歌山南西沖GPS波浪計の故障に伴い、波浪観測ブイの撤去仮置きを行うものである。</p> <p>本GPS波浪計波浪観測ブイは、白浜沖約17kmの洋上で波浪観測を行う装置であり、航行船舶の通航の妨げとならないよう航路標識と同等の機能を持たせることで田辺海上保安部の許可を得て設置、管理しているものである。</p> <p>今般、ブイに搭載された電源設備の故障によりブイの遠隔監視機能が停止し、安全管理ができない状況となったことから、修復する検討を行ったが、海上での修復作業は行えないことがわかった。</p> <p>また、現状のままでは、灯火異常やブイの流出が発生した場合にブイの位置確認ができなくなり、船舶交通の安全に障害を生じ重大な事故が発生するリスクが極めて高いことから、海上保安部に早急に撤去するよう求められている。</p> <p>なお、ブイ設置海域は、撤去作業ができる海象条件の日が限られることから、冬期風浪が強まる時期までに作業を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、緊急的にブイの撤去を行う必要があり、対応できる業者を調査した結果、ブイの引き揚げに必要な作業船を含めた体制が整っており、緊急的にブイを撤去できる者は東洋建設株式会社であった。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東洋建設株式会社と随意契約するものである。</p>	<p>110,341,606</p>	<p>108,000,000</p>	<p>97.9%</p>	<p>-</p>	